

「もっぺん」 バナー広告掲載サービス利用規約

京都市ごみ減量推進会議

京都市ごみ減量推進会議（以下、当会議）のバナー広告掲載サービス（以下、本サービス）をご利用いただく全ての利用者の皆様（以下、利用契約者）は、以下に記すサービス利用規約にご同意いただくものとします。

1 バナー広告掲載サービス

本サービスは、当会議の運営する web サイト「もっぺん」(<http://www.moppen-kyoto.com>)に、利用契約者の広告を掲載するサービスを指します。掲載される広告は、広告バナーと呼ばれる画像ファイル、または、指定の様式によるテキスト文を指します。

以下に当サービスの内容および規約について記します。

2 掲載場所、掲載件数

バナー広告の掲載は、「もっぺん」トップページおよび「もっぺん」サイト内の各ページのバナー表示箇所に掲載します。バナー広告の件数は最大 12 件とします。なお、ページのレイアウト、デザインの変更に伴い、バナーの表示件数および場所が変動する場合がございます。あらかじめご了承ください。

3 バナーサイズ等

バナー広告は、以下の画像ファイル、または、テキスト文によるものとします。

(1) 画像ファイル

(ア) 画像の大きさ：横 170 ピクセル × 縦 70 ピクセル

(イ) ファイル形式：GIF または JPEG

(ウ) 画像の容量：50kb 未満

(2) テキスト文

(ア) 標準タイプ

店舗名と全角 12 文字以上 22 文字以下（半角 23 文字以上 44 文字以下）の宣伝文の掲載

(イ) 短文タイプ

店舗名と全角 11 文字以下（半角 22 文字以下）の宣伝文の掲載

4 契約期間、契約期間中の掲載中止、掲載期間の延長

(1) バナー広告の契約は月単位としますが、原則として 3 ヶ月以上の契約が必要です。また、バナー広告の掲載は、原則的に毎月 1 日の午前 11 時までに行うこととします。

(2) 利用契約者から契約期間終了前に掲載中止の希望があった場合は、掲載の中止は行いますが、掲載料金の返金は致しません。ただし、当会議から掲載の中止を通告する場合には、中止の時点から契約終了までの期間分を、掲載料金の月割りで返金致します。

(3) 掲載期間の延長を申し込む場合は、掲載終了予定日の一ヶ月前までの連絡をお願いします。

延長申請のない場合は、期間終了をもって広告を削除させていただきます。

(4) 掲載枠を超える応募があった場合は、申し込み順に、掲載枠が空いた月からの掲載とします。

5 料金体系

利用契約者は、以下の料金体系に従って料金を当会議にお支払い頂きます。

(1) 画像バナー（画像ファイル）

月額 2,000 円（当会議の会員 月額 1,000 円）

*料金に、バナー製作費は含みません。（バナーは利用契約者が準備するものとします。）

*当会議の会員とは京都市ごみ減量推進会議の会員を指します。

（事業者の場合、年間の会費は 1 口 1,000 円で 2 口以上です。）

(2) テキストバナー（テキスト広告）

*画像等を伴わない、テキストのみによる広告（テキストをクリックすると、利用契約者の web サイトにリンク）

(ア) 標準タイプ

*店舗名と全角 12 文字以上 22 文字以下（半角 23 文字以上 44 文字以下）の宣伝文の掲載
月額 2,000 円（当会議の会員 月額 1,000 円）

(イ) 短文タイプ

*店舗名と全角 11 文字以下（半角 22 文字以下）の宣伝文の掲載
月額 1,000 円（当会議の会員 月額 500 円）

なお、上記とは別に、当会議が一時的な料金体系を別途定めた場合はそれに従います。

6 データの入稿

電子メール（info@moppen-kyoto.com）にて、「画像バナー」または、テキストバナー用の「広告文」を、リンク先と併にお送りください。掲載開始予定日の 1 週間前までの入稿が必要です。

7 広告の規定

次のような広告については、当ホームページ上に掲載しないことと致します。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 公衆に対して不快の念を与えるもの
- (3) 消費者保護・青少年保護の観点で不適切なもの
- (4) 利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れのあるもの
- (5) その他、京都市ごみ減量推進会議が不適切と認めるもの

8 支払方法

掲載料金は前払いとし、掲載開始予定日の 3 日前までに京都市ごみ減量推進会議の口座に振り込むこととします。

掲載開始予定日の 3 日前までに入金を確認できなかった場合は、掲載開始が遅れる場合があります。また、掲載予定日を過ぎて入金を確認された場合は、当会議が入金を確認した時点からの掲載開始と

し、その際、掲載日数が短くなったことによる掲載料金の返金は致しません。

9 サービスの停止

当会議は次に該当する場合には、当会議の判断により利用契約者に事前に連絡することなく、サービスの運用の全部または一部を停止することができるものとします。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、web サイト「もっぺん」の公開にかかわる電気通信設備が停止・故障した場合
- (2) web サイト「もっぺん」の公開にかかわる電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合
- (3) web サイト「もっぺん」の公開にかかわる電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 法令による規制、司法命令等が適用された場合
- (5) 当該利用契約者が当会議の利益に反する行為を行うか、行う恐れのある場合
- (6) 当該利用契約者が本サービス利用規約の何れかの条項に違反した場合

当会議は前項に基づくサービスの提供の中止によって生じた利用契約者の損害につき一切責任を負いません。

10 損害賠償

当会議は、利用契約者に対して発生した全ての損害に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

利用契約者の責において当会議が損害を被った場合、当該利用契約者は当会議に対して利用契約の解除の如何にかかわらず損害賠償の義務を負うものとします。

11 規約の適用

本規約は、利用契約者と当会議の一切のサービス利用に関して適用されるものとします。

当会議は、利用契約者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、業務上の手続き、サービス内容、掲載料金その他一切の要素の全部または一部につき修正あるいは改訂、中止することができるものとします。

利用契約者は、料金その他の要素について変更後の利用規約に従うものとします。

変更について、金額の支払いまたは大幅な変更が発生すると当会議が判断した場合には、ホームページおよび書面、電子メール等で利用契約者に事前に告知するものとします。

(附則) 本規約は 2010 年 5 月 25 日より実施

(附則) 本規約は 2011 年 5 月 23 日に改訂

(附則) 本規約は 2014 年 4 月 28 日に改訂